

## 近世後期、豊後国日田郡における楮皮販売と地域社会

### —豊後国日田郡奥五馬筋を中心に—

内田 鉄平

はじめに

現在、著者は近世後期の地域社会の成立過程や近代社会への移行について研究課題とし、分析の中心を村社会の変容に置いている。

(表1) 日田郡各筋と村

渡里筋	10か村
城内筋	11か村
高瀬筋	8か村
口五馬筋	6か村
奥五馬筋	7か村
大山筋	6か村
津江筋	7か村
小野筋	10か村
大肥筋	6か村

註)「日田市史」参考。

例に日田郡における地域社会の形成過程を日田地方の特産品である和紙の原料の楮皮生産・販売をめぐる問題から明らかにしていきたい。地域社会とは抽象的な概念で無限の広がりを持つものではなく、一定の規定範囲が存在する。例えば、関東では領と呼ばれる支配秩序を基軸とし、その空間内部で生活が成り立つために様々な社会的関係が結ばれていく<sup>3</sup>。設定された空間内部で地域社会が成り立つ

一方で、その空間内部を変化させるような社会集団も誕生するなど、地域社会は絶えず変容の過程にある。

近世後期の日田郡という地域社会の成立過程を検討するなかで、日田郡下の村社会の変容が地域社会のあり方に大きな影響を与えるものだと考え、これまで村社会の独り身対策や女性相続の問題を取り上げてきた<sup>4</sup>。さらに地域社会の成り立ちを隣村間での社会的関係の形成過程から検討し<sup>5</sup>、村社会の変容過程から日田郡の地域社会のあり方を考察している。その作業の一環として本稿では近世後期の日田郡内に設定された「筋」に注目していきたい。

日田郡は近世中期以降明治期まで一貫して幕府領として支配されており、郡内を便宜的に九つの筋に分割し(表1参考)、それぞれの筋に筋代と称される者が各筋の惣代的な役割を担っていた。筋代の多くに庄屋が就任しており、本稿で事例とする奥五馬筋では、所属する七か村の村々の庄屋が輪番制を取って役職に務めている。筋代たちは日田郡役所の下部組織の会所のもとで年貢納入などに関する話し合いを行うなど日田郡行政に大きな影響力を持っていた。その筋のひとつ奥五馬筋が近世後期の安政四年に「楮皮一件書物控」という文書を作成する(以降「楮皮一件」と表記)。この文書が作成された背景には、実は日田郡内を二分する対立構造が存在した。本稿では「楮皮一件」を読み込んでいき、そこから近世後期の日田郡の地域の実態を探っていくわけだが、まず近世後期の日田郡における楮皮栽培と和紙製造についての概況を述べ、「楮皮一件」が作成された背景を考えていきたい<sup>7</sup>。

(表2) 日田郡における紙漉村について

(大肥筋) 友田村・下井出村・石井村・高瀬村・祝原村
(高瀬筋) 上野村・堂尾村
(奥五馬筋) 本城村
(大山筋) 万々金村
(渡里筋) 草場村

註)「日田市史」参考。

納とするなかで、多くの村々では大豆などの売却益などを充てるほか、各村で「作間の稼ぎ」として楮皮を栽培し楮皮を売却、または

近世期の日田郡では和紙は特産品であり、日田出身の農学者大蔵永常は自身の体験によって書き記した『広益国産考』において紙漉について、大規模な工場などを設けると却って損益を生じると紹介している。また、近世後期の国産奨励を背景に多くの諸藩では楮の栽培と紙漉が行われている。「日田市史」を参考にすると、幕末期の日田郡村々で生産された楮皮は九月一日から翌年の三月一日まで半年間は生産農民が領外へ直接売買することを行わない方針で、この間に楮皮の値段を豆田や隈の町人と話し合って決め、町方が買い上げるとある。表2において日田郡で紙漉を行う村をまとめると、その多くが紙漉を行う町場近隣の村である。ただし楮皮販売に関

し、津江筋と奥五馬筋は例外とされ年間を通して他国への販売が認められていたが、町方が自らの統制下に置こうとして他筋同様の扱いを申し出ている。「日田市史」とは若干時期が前後するもののおそらく、そのような状況が背景にあったようで奥五馬筋は反発し「楮皮一件」を作成したものであろう。日田郡においては年貢の一部、全てを銀

その楮皮で紙を漉き、和紙の売却から年貢銀納の一部としていた。支配する日田郡代も、このような商品作物の売却益から年貢の完納を願っていたようだ。

では和紙生産をめぐる日田郡以外の状況を簡単に触れておく。諸藩は利潤によって逼迫する藩財政を立て直すとして和紙生産を積極的に進めるなか、特に佐伯・岡・臼杵藩などでは盛んに奨励されていたようだ。臼杵藩では楮皮と紙の自由流通を規制し、藩が独占的に買い上げ販売する体制を取っていた。また佐伯藩の紙漉では、村々において盛んに行われていた。ただし佐伯藩領番匠村を事例にして検討された楢本讓司氏は次のように指摘している。元禄期以前においては村内で数名が農閑期に楮を紙に漉いており、元禄期〜宝永三年においては、幕府による紙漉の育成策が開始され、享保期には、村役人が紙座を設け、そこに藩側も保護するという政策を取り、その後は藩の専売制へと移行するというわけである。ただし、藩による専売制は十八世紀後半から徐々に崩壊していく。従来、藩は楮を作る農民から楮皮を買い上げ、それを紙漉農民に下げ渡し、完成した紙を大坂市場で売却し利益を上げていたが、農民による直接販売が萌芽するのである。つまり、農民自身が楮皮を売買するようになり、藩が独占的に楮皮を入手することが困難となる。藩は楮皮の公定価格を決め、他村売りの禁止、楮皮の年内完全消費などを取り決めるが、実際守られていたか疑問視されている。

確かに他領でも日田郡と同様に商品作物の奨励による財政立て直しなかで、藩や村社会それぞれの立場において互いの利害が生じて

おり、それらの動向を追跡することでその地域の成り立ちが見えてくるのではないか。そこで先述した通り「楮皮一件」の史料から近世後期の日田郡の状況を分析し、地域社会の成り立ちについて検討していきたい。

## 第一章 安政四年、奥五馬筋の楮皮他国販売願ひ

当初「楮皮一件」では、安政四年（一八五七）三月に奥五馬筋の総意として役所へ提出した願書の写しが記されている。『日田市史』の内容からして、町方の紙漉側が統制を強めようとしての対応ではないか。安政四年楮皮の売買において奥五馬筋の村々は日田役所に對して次のような文書を提出している。

### 【史料1】。

御内宅江差出候処会所と以紙漉与熟談いたし見候様御内意を以則  
会所へ差出候願書写

乍恐以書附御歎願奉申上候

日田郡奥五馬筋之儀山中二而一鉢田地耕作仕付候、手入は多く  
取具無数甚難洩之土地柄ニ御座候、同山中二而も津江筋杯は山  
野広く多分之材木を伐出、其外草類等も各々出来仕山稼ニ而百  
姓之徳用多く候得共、奥五馬筋は山中二而も山野狭く、山野之

所徳至而無数少々杉山等仕立候而も両川岸遠く候得は、板二拵  
牛馬ニ而附出候得は是以百姓、百姓徳用至て無数漸楮皮重々御  
年貢銀之足しに仕候、口五馬筋は所々紙漉少々宛御座候、其上  
町近在紙漉多き場所ニも行程近売捌方便利宜敷候得共、奥五馬  
筋は所ニ紙漉も無御座候、両市中ニ附出候外売捌方無御座、  
大二迷惑仕候追々承り候得は、玖珠郡并津江筋ハ先年御歎願申  
上百姓自保ニ売捌方候而も不苦候様被 仰付、多分百姓勝手ニ  
相成候趣ニ及承候二付、何卒当筋も右同様ニ売捌方出来仕候様  
御歎願奉申上候□候様、私共迄精々申出候、尤自保に売捌方出  
来仕候而も市中町人之手ニ掛り不申而は自分ニ売ニ参り候程之  
事も出来仕間敷候得共、何時も百姓自保ニ売捌候様ニ相成候ハ  
ハ、他国分買ニ参り候ものも有之、多分百姓勝手ニ相成可申奉  
存候間、近頃恐多御願ニは御座候得は、右玖珠郡津江筋同様何  
時も百姓勝手ニ売捌候而も故障無之様被 仰付被下置候様奉願  
候、乍恐前断奉申上候、小前百姓難洩之程御賢察被遊被下候而  
願之通被 仰付被下置候ハハ偏ニ百姓御救与重疊難有奉存上候  
以上、

安政四己年三月

七ヶ村

三役人

日田御役所

【史料1】の願書における内容を検討すると、史料には奥五馬筋

が山中であり「取具無数甚難洩之土地柄」であると述べている。その後も奥五馬筋の劣悪な環境を他筋と比較したうえで自分たちの状況を説明している。そのなかで口五馬筋では紙漉を至る所で行っていることや、その紙を町へ運ぶ際にも便利な場所であると述べたうえで、奥五馬筋の不便さとともに、その楮皮を「外売捌方無御座候」と自由な、他国売りも禁止されている状況を指摘している。さらに、玖珠郡や津江筋は先年において他国への売買が許されており、この願書による奥五馬筋の主張は「何卒当筋も右同様ニ売捌方出来仕候様御歎願奉申上候」という一言に尽きるのでないだろうか。

奥五馬筋が日田役所に願書を出したのが安政四年三月であるが、直後の四月八日には日田郡の会所詰庄屋の方から奥五馬筋の出口村庄屋である弥惣治の元に書状が来た。おそらくその時分の筋代が出口村の庄屋・弥惣治であったと思われる。その会所詰庄屋から来た書状の写しを確認してみよう。

【史料2】<sup>10</sup>

以手紙得實意候、然は奥五馬筋村々々楮皮旅出勝手手捌之儀皆申、願書御差出ニ相成、御積之趣ヲ以郡方紙漉惣代荒申談候処、別紙歎願書差出候間写仕差進申候間、御筋内村々江得斗御談シ此節は先ツ御見合置被下候ハハ、其内折を見分申談熟談相務候様、精々申談候様可仕候、御同役方江も宜敷御談可有之此節申進候以上、  
四月八日

出口弥惣治様

用松確蔵  
渡里源平

書状には会所詰庄屋から奥五馬筋の村々に楮皮の勝手な売り捌きを行うのを見合わせるように申し出ている。おそらく奥五馬筋から願書が出て、書状を弥惣治に差し出す一ヶ月の間、【史料2】にあるように郡方の紙漉惣代はその対応を話し合ったのだろう。史料には、別紙において嘆願書を差出すとあり、その嘆願書の内容を【史料3】として紹介する。

【史料3】<sup>11</sup>

乍恐以書附御歎願奉申上候

日田郡奥五馬筋七ヶ村之楮皮之儀は紙漉稼も無御座、両市中ニ附出外売捌方無御座、迷惑仕候二付、津江筋ハ先年御歎願奉申上、百姓自保ニ売捌方仕候而も不苦候様、被仰付多分百姓勝手ニ相成候二付、右同様ニ売捌方被 仰付被下置候様願書之趣私共御呼出之上、御読聞之上、尚又御利解之趣承知仕候、然ニ処先々御支配之節、郡方并両町舟方一統御札之上冬々二月中迄は他国江売出候儀不相成、三月々売出候様申極御願申上御聞濟被仰付一同難有承知仕候処、去ル亥年二月限町兵右衛門々楮皮積下候間友田入江石井佐古四ヶ村々見当差押置、御訴奉申上候処、去ル戌年津江筋村々之儀ハ皆銀納之村方二而、難洩致差支

候二付、積下候節申談相成居候段御利解被 仰付候得共、当郡紙漉稼之者共承知不仕候間、右申極二相成候、始末御吟味奉願上候処、用松村瀬兵衛上野村勘右衛門立入取扱被 仰付候二付、右兩人立入双方申立候、始末御聞調二御座候処、津江筋村々之儀は高山烈風寒深く所柄故出産之楮皮至而下品二而当郡紙漉中難相用不弁利二有之去ル戌年申極之趣覚も有之候間、以後は紙漉中茂勘弁いたし無差構川下之積熟談仕候義二御座候、先々御支配之節申極之儀凡式拾六ヶ年之内楮皮売把二付代金壹分式朱金之直段之年柄数ヶ年有之其節は紙漉稼之もの共紙直段は楮皮直段二応し候而も不落致シ引合兼極之難渋仕候得共、楮皮二不限諸産物之品下落いたし候義其年之振合当時之直段与高直之直段与見競候而は金式朱余茂相違二付、冬二月中迄楮皮他国出不相成故下直二相成難渋申立候得共楮皮二不限当時難穀并外産物之品迄下落いたし、紙直段之義は楮皮直段二応し、直段相立候儀二而諸産物両町舟方一統申極願濟二相成居候義、数年来事相済当時直段下落いたし難渋申立筋限勝手筋申談輕率御歎願奉申上候様、相成候而は外筋二名様之義御歎願可奉申上も難斗小前難渋仕不取締之基与小前一統歎ヶ敷奉存候間近頃恐入御願二奉存候得共何卒御慈悲之御勘弁ヲ以申極之通御利解被 仰付被下置候ハハ、紙漉村々小前一統穩二相成御仁恵之程難有仕合奉存候、依之郡方紙漉惣代私共印形仕願書奉差上候以上、

己四月

郡方紙漉惣代

御会所詰御庄屋

渡里村 源平殿

用松村 雄蔵殿

日田郡友田村 十兵衛

右同断 同村 嘉右衛門

右同断 入江村 竹右衛門

右同断 同村 源兵衛

右同断 佐古村 此右衛門

右同断 石井村 忠兵衛

前書之通御歎願奉申上候二付、私共一同奥書印形仕奉差上候以上、

友田村入江村庄屋 平右衛門

石井村佐古村庄屋 久右衛門

紙漉惣代方から提出された嘆願書の内容は、最初に奥五馬筋による楮皮売買の自由化は勝手な振舞で迷惑だと述べている。さらに、奥五馬筋が津江筋も先年、楮皮売買自由化が認められたのだからと主張する件に対して紙漉惣代方は、津江筋は殊更劣悪な土地柄であり年貢もすべて銀納であり難儀をしているとして、津江筋と奥五馬筋では条件が異なることを挙げている。また「去亥年二月」とあり、二十六年以前において、冬季二月中までは、他国へ楮皮を売却しないことを郡方、両町方、舟方と取り結んでいたことを指摘し、奥五馬筋の勝手な振舞への警告を促している。

つまり、紙漉惣代方の主張として比較的日田の町場に近い村々に

おいては、和紙の原料である楮皮を他国へ自由に売買されると、楮皮の量が減少することを懸念していることが予想できよう。この安政四年の段階で、日田郡の和紙は、村々において栽培された楮を楮皮へと加工する奥五馬筋をはじめとした村々と、その楮皮から和紙を漉く村々との間で、楮皮売買の自由化をめぐる対立が生じていたことが確認される。

では、その紙漉惣代に対し、奥五馬筋はどのような反応を示したのであろうか。次章以降、その後の展開をみていきたい。

## 第二章 楮皮販売をめぐる紙漉惣代と奥五馬筋

紙漉惣代方から指摘された二十六年前の取り決めによって、冬季二月中までは楮皮の勝手な販売を禁止していると聞かされた奥五馬筋であるが、そう簡単にはこの主張を取り下げることとはしなかった。「式拾六ヶ年已前取極ニ相成候由之書物類会所ニ而取調候処左之通、」と添え書きされており、会所において二十六年前に結んだ経緯を奥五馬筋では書き写し明確にしている。その内容については【史料4】として掲載し、この二十六年前に結んだ約束の内容等を検討していくことにする。

【史料4】<sup>12</sup>

乍恐以書付附奉願上候

私共儀、作間ニ紙漉稼仕御年貢御上納足ニ糧米元立渡世仕候処、

近年限町の商人楮多分買集川船ニ而筑後国二積下候二付、当郡

楮無数相成紙漉共甚々難決仕候間何卒 御慈悲之御勘弁を以向

後楮之儀他国江売出申不当郡中ニ而売買仕候様被 仰付被下候

様奉願上候、穀類之儀而筑二積下之儀茂在之趣ニ候処、御慈悲

之御勘弁を以決而他国出不相成候様敷敷被 仰渡小前一統難有

仕合ニ奉「」右様被 仰渡候上は、此上御願筋無御座候得共、

後年ニ至り候而は、自俣与相ゆるみ売荷等下積ニ隠し穀類積下

候義も無覚東候間川筋之内ニ而改方宜敷場所ニ而船積之荷物相

改候様被 仰付被下置候ハハ穀類積下候心遣ひ無之、一統安楮

仕候儀ニ付、何卒此段奉願候、右願之通被 仰付被下置候ハハ、

一統難有奉存候、依連印願書奉差上候、以上、

天保三辰年二月 日田郡紙漉惣代

日田御役所 下井手村 和助

御郡代 外拾五ヶ村

塩谷大四郎様

天保三辰年御利解書

史料では、日田郡紙漉惣代の下井手村・和助ほか十五か村から、近頃は限町の商人が日田郡の楮皮を買い集め、それを筑後へ舟で運んでいるとして、品薄となり紙漉が困難であると主張している。そのようなことから、楮皮を他国へ出すことを禁止するように申し出

ている。また、時期が経てば徐々に気持ちも弛み、売り荷の下に隠すなどして川下しを行うことを懸念し、舟の積み荷では然るべき改める場所を設定してほしいと願っている。その願いを受け、日田役所では六か条からなる「天保三辰年利解書」を作成していたことが確認される。

【史料5】<sup>13</sup>

一作間之稼ニ紙漉渡世いたし候ものハ、右惣代を以三分一納銀納足ニいたし、其余徳家内相統之手当ニいたし候ニ可有之候、且、紙を漉立候処、若其紙他所出差留ニ相成候而は、其所限ニ相成、直段も下り紙渡世之詮茂無之様可相成候、穀類与ハ少々は訳も可違候得□□穀類楮杯一概津留百姓ニ取候而は、難儀は凡同様之道理ニ付則自俣之申方ニ候、

一百姓一式之者残米は勿論、山林茶楮其外雑穀等茂売払、銀納足シニ相納其余徳を以家内相統致し候ニ可有之候処、楮其外雑穀之類迄津留ニ相成、土地限ニ致し候而は格別直段引下り諸品作立候詮も無之は勿論銀納出来兼、且、家内相統相成間敷候間、百姓之作出候雑穀類も年柄ニ寄他所出致シ程々直段不引立候而は村々難儀いたし候、在方ニ而百姓之外余稼之もの共之ためて已ニ拘り百姓之品下直ニ相成候而は、決而不相濟事ニ候、

一不作之節は酒造迄茂減石造被 仰出候、右鉢之節は穀類他所出差留「」申事勿論ニ候、年柄ニ寄候而は、□下条之通、雑穀茶楮之類も程合宜敷直段ニ不相成候也、差支候訳ニ付、手前勝

手のみを考候、小前之存込ニ可參事ニは無之、村役人なるものは心掛可申致事、

一村々百姓共は第一田畑を作山林之手入を能々致し、家銘相統御年貢を無滞納候事、百姓之本業ニ候、勿論紙漉ニ不限、職業之ものとても無之候而は難成事ニ候得共、百姓は本ニ候、飢饉之節食物無之候而は一日茂難立事ニ付、田畑無油断作立諸作取実多キ□江可心懸事、折要ニ候如斯諸人のため相成候、農業之儀ニ付、其百姓之不襄様心懸候上之余稼ニ候、且、農工商前後都而差支不相成様程合宜敷融通与申儀茂大切之事ニ付自俣勝手のみ不申筈与申茂、相弁候は則、村役人は□所ニ候、耆軒之内ニ而も養子召遣ひ等中々自俣ニは参り兼候者ニ而、勘弁与程合了簡いたし合候、得ニ何事茂睦敷参り候、自俣之利合ニ慕り候ものは、終ニハ其所住居難成様ニ可相成嘆ヶ敷次第ニ付、小前江も寄々可申救事、

一万事自他を考、道ニ不背、人物宜敷可致事ニ而、自分宜与のみ心得利運立之事いたし候而は、後而、不快身上茂衰候者ニ付、兎角常を守、且、人物は宜敷可致事ニ候、

一小前願立候品等有之節、道ニ背不筋之願方いたし候得は、願も不相立上、後々迄小前之人氣を損、品ニ寄、御仕置請候ものも出来、村方衰微之基ニ付御作法之通、願筋は其村庄屋組頭江申談若難整節は組合之庄屋江申談筋違之取斗無之様ニ五馬、小前江も申付可置事ニ候、何如様之願方等いたし候而も、□宿は不「」得は、小前ニ私之不訴様ニ而存候趣ニ迄此意味相守永々

村々繁栄いたし候得は、大慶之事二候、  
辰二月

出合七候

村役人

【史料5】の第一条では、日田役所から紙漉惣代は楮皮の他国販売の禁止を期待していたが、役所からは、紙漉した紙はその場所へ留めて置けば、その場のみにししか行き渡らず値段も高くない。ただし楮皮などは一概に「津留」しても百姓たちの難儀は変わらない。また、第二条として、紙漉惣代の申し出を自俣と指摘している。また、第二条も同じような趣旨で、紙以外の茶や楮など雑穀でさえも売り払って銀納の足しにする際に、その雑穀なども一定の場所に留めておくことと値段は下がることを強調し、第一条に続き「津留」をしないように論じている。その他、第三条以下では不作の場合における対応として、雑穀や茶・楮の値段が安定しないため、村役人として小前のために役儀を果たすように述べるなど、百姓としての心得などが記されており、楮皮の売買に関しては第一条・二条において役所の意見が集約されている。

日田役所からの意見が紙漉惣代には予期せぬ内容であったのだから、紙漉惣代方は天保三年二月、日田役所に対し、会所詰庄屋の貫平・柳右衛門や船方惣代の久兵衛らと連名し、「乍恐以書附奉願上候」と題された書状を差し出している。内容の一部を紹介すると、楮皮の他国販売を自由化されることを危ぶんでいたのか「右は郡中

百姓難渋之意味も不相弁、且、融通之節も不相心得、行々は銘々難渋二相成候筋も不相心得」と、懸念したうえで「暫く御猶予被成下候様奉願上候以上」とある。またこの書状が作成された段階で日田郡会所の会所詰庄屋は書状に連名し紙漉惣代側の立場に立っていることを指摘しておきたい。続いて紙漉惣代方は翌月の三月に早速、日田役所に対し、自らの立場を綴った書状を提出している。

【史料6】<sup>15</sup>

乍恐以書附奉願上候

私共作間ニ紙漉稼仕夫食之たしニいたし家族共養育仕候処、近年楮直段高直ニ相成、紙直段下直ニ而、売立方引合兼紙漉共極々難渋仕候、乍併楮売出候、小前ニ而は高直ニ有之方可然候ニ付、紙漉共之処ニ而も一概ニ下直ニ相成候様、右願候儀ニ而は無御座候得共、近年秋末々楮之儀川船ニ而両筑へ多分ニ積下シ右躰直段高直ニ相成候由ニ付、以来之儀は村々小前并紙漉双方共差支不相成様取締方被仰付被下置候ハハ、御慈悲之儀与難有仕合奉存候、格別之御勤弁を以願之通被 仰付被下置候ハハ、一同御赦与難有仕合奉存候、依之紙漉惣代連印願出奉差上候、  
辰三月

日田郡紙漉惣代

下井手村 和助  
上井手村 庄右衛門  
友田村 伝七



日田御役所

前書之通御願申上候二付、奥書印形仕候、以上、

北河内村	久兵衛
石井村	忠兵衛
上井手村庄屋	勘右衛門
石井村庄屋	久右衛門
下井手村庄屋	柳右衛門
友田村庄屋	広次
北河内村庄屋	幸兵衛

史料には、紙漉惣代が近年の楮皮値段の高騰、さらには紙値段の下落により難渋していることを訴え、楮皮高騰の原因を今年の晩秋より川舟で筑後・筑前に運んでいることを挙げている。また、書状には「紙漉惣代」の連印とともに、関係する村の庄屋も署名捺印している。【史料6】にある内容を受け、さらに翌月の四月には「楮売方惣代」と記された草場村の平右衛門、求々里村の利平二、さらには「舟方惣代」として隈町の山田半四郎、豆田町の中村平左衛門が連名した書状「乍恐書付奉願上候」が日田役所に提出され、また奥書にも関係する村々の庄屋・組頭が記されている。

【史料7】<sup>16</sup>

乍恐書付奉願上候

先達而紙漉渡世之もの共々楮他国出御差留被下置様二、奉願候

処、願人惣代御召出、御立御利解被成一同難有承知奉畏、早速楮売方之もの共并舟方共打寄、取調候処、楮他国出相止直段相下り候而ハ、地方出産之品百姓共御年貢筋も差支、勿論冬分初春迄は在々々両町江楮附出、二三月之頃今他国江積下候儀御座候間、此節得斗熟談之上、売出候儀相止、三月分勝手次第他国江も売出候筈、申極度左候得は、紙漉渡世之もの共は二月迄之内ニ春分漉立候丈は楮直段等熟談之上、買入置差支無之様、手当可仕候、然ル上は楮売方二而ハ三月分勝手次第他国江も売出候儀二付、直段等響候儀無御座、又舟方二而は楮売方熟談次第之儀二付、勿論聊差支無御座候、何卒格別之御儀を以、已後右熟談之通、御聞濟被下置候ハハ、難有仕合奉存候、依之一同連印以書付此段奉願上候以上、

辰四月

紙漉惣代

下井手村	和助
同	
友田村	伝七
同	
石井村	忠兵衛
楮売方惣代	
草場村	平右衛門
同	
求々里村	利平二

日田御役所

前書之通奉願上候二付、奥書印形仕奉差上候以上、

舟方惣代

隈町 山田半四郎

同

豆田村 中村平左衛門

三松順平

森伊左衛門

下井手村庄屋 柳右衛門

友田村庄屋 広二

□□村庄屋 勘助

求来里村庄屋 留右衛門

石井村与頭 二郎治

【史料6】において、紙漉惣代は楮皮の高騰と違法の川下しによって自分たちの生活が脅かされていることを主張して、さらに【史料7】では楮の売買の規定を述べている。そこには冬季の二月までは他国へ売ることとはなく、日田の町へ運んでいるとし、三月からは自由で売買してよいということ、並びに舟方においても以上の取り決めに定めているという内容である。ここにおいて、楮売方惣代、舟方惣代らと連名して楮の売却の期間を定め、そのことを遵守することを主張している。また「楮皮一件」を作成した奥五馬筋では、嘉永四年（一八五二）の段階で日田役所からの「利解書」の内容を受

けて自らの主張の正当性を訴えるため津江筋の様子を【史料8】で確認する。楮皮売買が自由である津江筋の件にも触れ、その取り決めの内済の内容も記している。長文のため途中省略した。

【史料8】<sup>17</sup>

内済熟談申極書之事

一 津江筋村々之儀、御年貢皆銀納之所柄二付、諸産物売捌方兼而不差支、船無之候而は、御上納方当惑仕候処、間々有之候二付、多年右之儀御歎筋等仕居候得共、是迄は通船ヲ以、川下ケ仕候儀申極之趣意も有之哉二而、相整兼居候処、昨年来同筋村々々御歎願相成内済熟談取扱候様会所詰江被 仰付候二付、豆田・隈両町郡方共立会熟談之上、津江筋諸産物川下ケ仕候様申極書等出来、諸産物川下ケいたし、村々一般相悦び居候、然ル処右熟談之儀急速之儀二而、郡方紙漉稼之もの共江、談方行渡不申哉二而、当亥三月十五日隈町中津屋兵右衛門々津江筋出産之楮船式艘積下候処、郡方紙漉惣代々於筏橋積舟差留置、右始末御会所詰迄申出候二付、会所詰々昨年来両町并郡方津江筋村々立会、熟談之趣御演舌相成候得共、兎角居り合方出来兼候間、右兵右衛門川下仕候楮は無別条川下ケ為致右川下之儀二付、紙漉中迷惑之廉も有之候ハハ、可申出旨御談有之、紙漉中茂任其意、右楮不差構、川下ケ為致其後津江筋村々之楮、先年之郡方熟談書相振、川下ケ相成候得は、自然ト郡方外筋之楮茂紛入多分他国江売捌相成候得ハ、楮直段引上、郡方紙漉中難渋不少成行候

段惣代ヲ以申立候、且、郡方之楮之儀は、三月朔日迄は郡方紙漉楮手当中ニ付、川下ヶ見合候規定、先年出来有之候得共、右熟談茂郡方一統江は不行届有之候得共、右次第ヲ以、御役所表江御歎願奉申上候処、各様方江和談内済取斗方被仰付候ニ付、此度双方申立候始末巨細御聞調之上、和談内済申極左之通、

（中略）

右之通一同立会熟談之上申極候処、相違無御座候、後日、違変為無之、申極書四通相認メ連印仕津江筋、且、豆田・隈岡町会所紙漉惣代江一通宛預り置候処、仍而如件、  
嘉永四亥年五月

（後略）

史料では津江筋の場所柄が山奥であり年貢も全て銀納ということを考慮し、諸産物などの売却にも差し支えないように述べたうえで、川下し通舟により他国へ流すことが可能になったが、紙漉惣代方などへの十分な連絡が行き渡らず、船荷を差し押さえられる事態も発生したり、また津江筋の楮が他国販売する際に他筋の楮が混入したりと、楮皮高騰の要因になっていることを指摘し、三月一日までは川下しが出来ないことを明確にしたうえで各方面へ取り決めの呼びかけを行っている。中略箇所では津江筋の楮皮の品質に言及し、他筋の楮が混入しないことを留意させることや、楮皮の収穫期には会所に報告し、紙漉惣代の実地見分と収穫量の報告と舟へ積む数量や

日にちを関係方面へ通達することを取り決めていた。

後略箇所には、津江筋の惣代や津江筋村々の村役人と友田村・入江村・石井村・佐古村・寺内村・北河内村・小畑村・馬原村・下井手村・刃連村の紙漉惣代の連印と石井・友田村の庄屋の名前、さらには舟方として隈町の京屋半四郎、豆田町の広瀬源兵衛、さらには両町の町年寄の名前が記され、宛人には会所詰庄屋の名前が三人列記され会所による内済であることが確認される。

このように、奥五馬筋は楮皮他国売買の自由化の願書を安政四年に日田役所に提出した際、紙漉惣代から反対され、その理由として挙げられた天保三年の取り決めに「楮皮一件」に経緯などを記している。では、安政四年三月の時点で当初反対された奥五馬筋の動向を次章検討していきたい。

### 第三章 安政四年、奥五馬筋での楮皮販売の一部自由化

安政四年の三月に奥五馬筋では楮皮売買の自由化を日田役所に願い出たところ、紙漉惣代からの反対に遭い、その反対した根拠として紙漉惣代は天保三年の取り決めに持ち出してきた。そこで奥五馬筋は天保期に取り決めた内容を検討してきたわけだが、そのことを受け奥五馬筋は前章にみた史料にある返答書と津江筋の内済書の写しを添えたうえで安政四年五月に会所に対し次のような主張を行った。ここでは日田役所ではなく会所に提出したということで、おそ

らく天保期より紙漉惣代側にあつたと思われる会所に理解を求め奥五馬筋として自らの立場を説明しなければならぬと考へたのであろう。

【史料9】<sup>18</sup>

以口上書御歎申上候

奥五馬筋楮皮小前自佞売捌之儀、先達中御歎願奉申上候処、紙漉御取調之上紙漉惣代今差出候返答書并津江筋取極書写、一同御添、出口弥惣治江御紙面等遣二相成、委細同人今承知仕候、然ル処右紙漉中今差出候書面江、楮直段之儀は楮代品物同様之相場二候間、下落致候とて式拾六ヶ年已前、二月中迄ハ他国出不罷成様取極出来居候事を今更津江筋同様ニ他国出相成候様御願申上候事、軽々敷勝手を佞之儀申出候様ニ御返答被申上候段、甚々迷惑ニ存候、右は二拾六ヶ年以前取極出来居候訳ハ当筋ニおいて一向存不申候、且又、楮直段ハ諸代品物同様之相場之様ニ被申立候得共、是又近年之処、一円承知不仕候、訳は楮買入候は寄合を致シ仮直段を立、何れ之楮ハ何拾何匁と段々ニ相極候内、奥五馬筋之儀は楮下品故昨年杯も錢六拾目と相定右申極与高直二買候者は過料金五両差出様堅く申合せ有之由、時初冬頃錢八拾匁位ニ而買ニ参候もの御座候得共、□買致候とて嚴敷被取段候由ニ而、其後ハ両町紙漉中今も買ニ参り候は無之、然ル時ハ金諸代品物同様之相場とハ訳、相違致候哉と奉存候、乍濟楮皮ヲ以、第一ニ御上納銀之足しニ致候場所柄ニ付、三月末

迄困置候得は、必定高直ニ相成候は乍存、無扨両町ニ附出、冬内売尽申候、別而歎ヶ敷訳は昨年杯ニ致シ候而も、仮直錢六拾目と申合有之候、錢八拾目余と買候而も利益有之趣ニ而、肥前買ニ参り候者も有之ニ付、先年之通冬ニ正通之本直段相立候ハハ、小前多分之益へ相成候事と存候、只今之通他国出相障置買候者斗申合、冬中売分て、叶ぬを見込飯ニ下直段□相立候事実ニ買糞穀と申ものニ而、一統甚々難渋不輕候、此等之情怨厚く御推□被成下、何卒自由売捌之義御聞濟奉願上候、尤一件ニ楮不足ニ而郡中紙漉年々他国今多分買入候義ニ候ハハ、紙漉難渋と申事も可有之候得共、三月ニ相成候得は、過半他国へ買出候義ニ付、奥五馬筋丈殊ニ下品之楮自佞売出来候共、左而已紙漉ニは相成申間敷奉存候、脇筋へ響候様ニ被申候得共、先達差上候御歎願書面之通之場所柄ニ而、外筋と替り別々出産之品無之、御年貢銀仕立候第一之代品物之儀ニ付、格別之御勘弁ヲ以、右願之通、御執成被下候ハハ、一同難有奉存候、己五月

七ヶ村

三役人 印

御会所

五月朔日差出候事

前書之通り会所詰江差出同前今紙漉惣代江相渡候得共、急埒いたし兼候間、左之通、

内容を確認すると、奥五馬筋では相場などが下落するとして二十六年前、三月中までは他国へ楮皮を運ぶことが出来ないという取り決めのあるなか、今更津江筋と同様に他国売り自由化を願うことは我俣だとする紙漉惣代の返答は非常に迷惑であると述べている。しかも奥五馬筋はそもそも二十六年前の取り決めについて知らないとしたうえで、楮皮値段の決定方法の内幕を明らかにし奥五馬筋の主張の妥当性を訴えている。それは、買取る商人が最初に仮の値段を決めており、高値で買う者が現れても、その値段で売買することになる。もし、取り決めた値段より高値で売買すると過料を徴収するということである。さらに、奥五馬筋は楮皮の他国売買が二月中は禁止されていることから三月中の解禁まで待てずに年貢銀の確保を行うために日田商人などに安価で叩き売られる現実を吐露し、改めて楮皮の自由売買を願い出ている。書状の末尾には「前書之通り会所詰江差出同前々紙漉惣代江相渡候得共、急埜いたし兼候間、左之通、」とあり、ここに至るまで紙漉惣代との話し合いの手ごたえが良くないことが確認できる。さらに奥五馬筋は【史料9】と同様の文面を五月六日と八日の二度日田役所に提出している。そこに奥五馬筋七カ村の庄屋・組頭・百姓代の名が記されている。

奥五馬筋からの並々ならぬ決意を知ったのであろうか、この時点で日田役所も漸く動きを見せる。「乍恐以書付奉願上候」と題し、「日田郡奥五馬筋村々々楮皮他国出之儀願書奉差上候二付、紙漉惣代友田村外三ヶ村御召出御利解被 仰渡承知奉畏候得共、紙漉外村々江談し而向届兼候間、来ル閏五月十日迄日延御猶予奉願上候、此段

双方申談候間、依之双方連印之日延願書奉差上候、以上、」とあり、奥五馬筋の庄屋組頭と友田村、石井村、下井手村、入江村の紙漉惣代による話し合いの場を設定するものの、内済までには困難が生じていたのではないだろうか。五月十四日には会所詰庄屋の財津村庄屋瀧蔵のもとで継続し話し合いが行われている。双方の主張をそれぞれ明らかにしていきたい。

【史料10】<sup>20</sup>

以口上書申上候

楮皮之儀、是迄市中町人々買方致候故、不正之筋茂有之、難決可致間、已後ハ楮出来次第紙漉分買候様主法相立、熟談いたし候様御申上ヶ二付、左ニ御節申上候、

一紙漉中々楮皮直買之事ニ取扱被下候段、被仰聞承知仕候、例年大概九月末々収納ニ取懸り十月中ニは出来揃可申間、其時誰ニ買取ニ相成候様有之処、自然買受方十月中相片付不申節は、其後他国出江売払候而茂故障無之様、右之処奉存候間、早速熟談相努候様、御願申上候、以上、

閏五月

奥五馬筋 七ヶ村

御会所

奥五馬筋は、これまで買取商人による不正のあったことを述べ、以後は楮を紙漉として買い取る場合には、誰に買い取ったのかとい

うことが確認出来れば、日田郡で売買も致し十月中に売り尽くすことがなければ、その後他国へ売り出すことは、なんの支障もないということを申し述べている。

【史料11】<sup>21</sup>

以口上書申上候

奥五馬筋七ヶ村ヶ楮皮他国出願二付、左ニ御熟談申上度、

一七ヶ村々毎々楮皮壹ヶ年出来高可相分り候間、請ヶ取方場所取極月二不拘何時茂附出次第受取、代銭相渡候様致度、勿論直段之義は、当所相場相分り次第、過不足勘定いたし度、左候ハハ、七ヶ村小前衆御難洪二可成義も有之間敷奉存候、当国楮皮出来揃兼、御上納銀御差支之小前衆自然御座候節は儲証文御差入ニ相成候ハハ、御差支ニ相成様、御相談申上候節も可有之奉存候、右之段得斗御取扱被下程左へ、御熟談被成下候様、奉願上候、以上、

閏五月

紙漉処之惣代中

御会所

一方、紙漉惣代方は、奥五馬筋の七カ村ごとに、一年毎の楮皮の出荷量を明確にし、受け取る場所などを定め、月に拘らず、「附出」次第受け取ることを決め、値段についても相場通りにしっかりと勘定で行えば、奥五馬筋が困ることはないと述べている。

双方の主張が交錯し内済が困難な要因には奥五馬筋と紙漉惣代、さらには日田役所・会所の思惑なども存在していたからであろう。しかしながら奥五馬筋の主張が一部組み込まれる内容で内済が結ばれることになる。では奥五馬筋と紙漉惣代の間で内済が結ばれた、その内容を確認していききたい。

【史料12】<sup>22</sup>

内済熟談申極書之事

奥五馬筋七ヶ村ヶ楮皮他国出奉願上候処、産物楮皮之儀は先前紙漉惣代楮皮売渡惣代 立会、年々二月迄は他国出不相成申極有之候二付、右願之儀紙漉惣代御召御利解被 仰渡候上会所詰 両人江立入取扱候様被 仰付候二付、会所詰 両人并財津村漉蔵 立入奥五馬筋村々并紙漉惣代は双方申口承り候処、奥五馬筋村々ニおいてハ諸産物楮皮第一之品ニ而外ニ産物私底之趣ニ相聞紙漉惣代申立候儀、追々双方江厚御利解被 仰渡候二付、立入人今も尚又押而申談、奥五馬筋村々老ヶ年楮出来高之内、六分通他国出紙漉惣代承知仕熟談相努申候処、相違無之候、楮皮取扱方左之通申極置候事、

一当己年ヶ奥五馬筋七ヶ村楮出来高村役人取調御会所江制限御届申出候ハハ、御会所今村々紙漉惣代江御達置被下村々ヶ為附出候節右之内六分通村役人今送り書相添出置候ハハ、買候もの今川下致度段、御会所迄申出候ハハ、同所今猶又紙漉惣代江御沙汰被成下候上、右惣代罷越把教船数見届会所詰今川

筋村々江□□之返書御差出ニ相成川下ケ仕候様可致候、尤他筋の楮皮決而積下シ申間敷候、勿論村々并問屋ニおいても不正之取斗決而致間敷事、

(中略)

右之通一同立会熟談之上申極候処、相違無御座候、後年二至違変為無之申極書三通相認書通会所控書通奥五馬筋村々書通紙漉惣代江相渡置候処如件、

安政四己年閏五月

(後略)

奥五馬筋と紙漉惣代方との間で取り交わされた内済では、奥五馬筋で生産される楮のうち、六割を自由に他国売買に回すことを明記している。そうして、安政四年より奥五馬筋で栽培された楮の生産量を村役人が調査し報告、会所からは紙漉総代に通達される。また、その際には、紙漉惣代方による他国へ運ばれる楮の把数などの見分も行われ、他筋の楮が混入しないように監視できるとのことである。この取り決めは日田郡全域に通達がされたようで、安政四年、日田の町年寄が記した『御用町用日記』には、生産した楮に関してその生産量を明記するよう廻状が出されている。

紙雛形之通銘々正路ニ取調来ル廿日迄を限り日限無相違可差出候、尤取調出来候分日限以前差出候儀者不苦候、此廻状村名下令受印早々廻達從留村可相返もの也、

日田御役所

三月廿三日

覚

去申書ヶ年

紙二漉用ひ候

一、楮何程

何村

紙漉

誰(印)

何程 手作取入之分

内何程 近村の買入候分

何程 豆田町 〆買入候分

隈町

書ヶ村二幾人有之候とも書人別、右之振合ニ可取調事右者当村紙漉渡世之もの楮遣ひ高取調候処、書面之通相違無御座候、以上、

酉三月

何村 役人連印

日田 御役所

【史料13】<sup>23</sup>

其村々之楮買入他国出し又者紙漉之者江売渡高并紙漉之者ハ楮遣ひ高共今般取調之儀有之、右両様共去申書ヶ年分取扱高、別

この【史料13】で示されたように、安政四年、日田郡では楮皮の出来高を記し、どの程度楮を買い入れ紙漉に用いたのかを詳細に書き記す雛型まで準備されている。ただし、この廻状は三月二十三日の日付があり、奥五馬筋と紙漉惣代との内済の時期と前後する。おそらくこのような廻状が日田の町で出されているその背景には紙漉側が奥五馬筋との話し合いの様子を窺って楮皮の出荷量等の把握に努めていたのかもしれない。もともと安政四年のこの時期に取って、【史料13】のような廻状を出すことは、奥五馬筋の申し入れと何らかの関係があったものと思われる。

## おわりに

本章では安政四年に作成された「楮皮一件」の記載内容を追って、日田郡における近世後期の地域社会の実情を楮皮の売買という、それぞれ地域（筋）の事情から検討してきた。日田郡において特産の和紙製造という視点に立って地域を見渡せば、紙の原料である楮を栽培し楮皮へと加工しそれを販売する村、また楮皮から紙漉を行い製造した和紙を売却する村と二つに分類できるだろう。本稿でみた奥五馬筋と紙漉惣代との動きは、村人の視線に立てば既に農間余業という枠を越え、日田役所も年貢銀納の足しになるならば楮や茶さらには雑穀の栽培まで積極的に奨励するという方針の延長上にあるだろう。

では、奥五馬筋に見られる楮皮の販売の自由化の動きをどのように考えればよいだろうか。「楮皮一件」では、奥五馬筋と紙漉惣代との対立に注目されるが、さらに考えなければならぬのは日田郡の会所の動きであろう。会所詰庄屋の動向は前章で述べてきたように村どうしの争論の際には仲裁する役目を担ってきたが<sup>24</sup>、今回の場合、どちらかというところでは紙漉惣代側の立場に寄った行動が目立っている。確かに惣代は日田の町場に近い庄屋が就くことが多く、おそらくその背景には日田商人との密接な関係があったものと推測される。

野口喜久雄氏が分析された日田商人の森家の経営において、近世中期では日田や肥後国小国などから楮や紙、茶、たばこなどを購入し、それを瀬戸内に送り、代わりに玉島綿の購入といった仲介商業により資本の蓄積がなされていたが、やがて近世後期には経営は大きく変わる。肥後や筑後からの取引が消滅し、本業を貸付に変えるということである。ただし、楮や紙の生産地であった日田郡津江筋、大山筋における商品は貢租銀調達のために日田商人による活動を左右するほどではなく限定的である<sup>25</sup>、と述べている。ただし、天保期頃において多くの日田商人が商業活動の内容をこれまでの隔地間商業から貸付や土地集積に変えるなどの事実を考慮すると<sup>26</sup>、津江筋・奥五馬筋などの村々において商品作物の独占的な仲介が出来なくなったことは多少影響を及ぼしていると考ええる。だからこそ日田郡において楮皮の他国への売買の自由化が解禁の動きを示すなかで、会所としては日田商人に立場に添った配慮をしなけれ



ばならないのではないか。会所の運営の根幹である郡中入用の徴収や不足分の貸付など日田商人に依存する現状を考えると、少しでも日田商人に不利益を生じさせる問題に対して、会所は日田商人寄りの立場に立たざるを得ないであろう。

本稿でみてきたような楮皮の販売をめぐる日田郡の動きから郡内の各筋、日田商人、役所・会所との微妙な立場の違いが確認され、それぞれの組織は、その成り立ちを目論見ながらあくまでも日田郡という地域社会の枠組みのなかで活動しているのである。本稿では楮皮をめぐる日田郡内の地域社会の様子について検討してきたが、今後においても近世後期における日田郡の地域社会の形成過程を提起しつつ、近世期に成り立つ地域社会がどのように近代社会へ移行するのか、その点を問題意識にして研究を進めていきたい。

1 久留島浩「近世幕領の行政と組合村」東京大学出版会、二〇〇二年。

2 藪田貫「国訴と百姓一揆の研究」校倉書房、一九九二年。

3 一例を挙げると次の通りである。澤登寛聡「近世初期の国制と『領域支配』」『関東近世史研究』十五、一九八三年。工藤航平「近世後期の葛西用水八条組合の組織的変遷と地域意識」『文書館紀要』十九、二〇〇六年。

4 拙稿「近世後期、幕領村落における村の独り身対策について」青木美智男編「文政・天保期の史料と研究」ゆまに書房、二〇〇五年。拙稿「女性筆頭人からみる村社会の変容」青木美智男編「日本近世社会の形成と

5 拙稿「近世後期、隣村間にみる地域社会の形成過程」『専修史学』四十七、二〇〇九年。

6 奥五馬筋に所属する村は、五馬市村・出口村・芋作村・桜竹村・新城村・塚田村・本城村の七か村である。

7 本稿で主に検討する史料「楮皮一件書物控」は、後藤重巳氏によって「近世末期豊後国日田郡周辺農村の物流」（後藤重巳「近世末期豊後日田郡周辺農村の物流—楮皮の他所売り史料から—」『別府大学紀要』三十九、一九九七年）として、近世後期における楮皮を日田郡の物流における問題として検討されている。後藤氏は「村方で産出された諸種の産物は、多くは自家消費されたが、その内の残余は回村商人や村人自身を持ち込みによって隈・豆田の町に運ばれ、更に川下しによって両筑などに売却された」と指摘されている。明細帳などには「作間の稼ぎ」としてあくまでも農間余業的な記載が見受けられるが、本稿では「楮皮一件」が安政四年に作成された経緯などを踏まえ、日田郡における楮皮の売買は、地域社会全体を揺るがす問題に発展し農間余業の様相を踏まえながら、近世後期の日田郡の地域社会の状況を提示するひとつの問題として改めて再検討していくものである。

8 橋本讓司「因尾村における農民経済の発展—紙すきを中心に—」『大分県地方史』八十九、一九七八年。

9 「楮皮一件書物控」『五馬市村文書』。

10 前掲註（9）同史料。

11 前掲註（9）同史料。

12 前掲註（9）同史料。

- 13 前掲註(9) 同史料。
  - 14 前掲註(9) 同史料。
  - 15 前掲註(9) 同史料。
  - 16 前掲註(9) 同史料。
  - 17 前掲註(9) 同史料。
  - 18 前掲註(9) 同史料。
  - 19 前掲註(9) 同史料。
  - 20 前掲註(9) 同史料。
  - 21 前掲註(9) 同史料。
  - 22 前掲註(9) 同史料。
  - 23 「御用町用諸記(日田郷土史料)」大分県日田市教育委員会、一九八八年。
  - 24 日田郡役所の下部組織である会所の役割等について、日田郡における地域社会の実情を検討するうえで重要であり、別稿をもって明らかとしたい。
  - 25 野口喜久雄「第三章 日田商人森家の経営」『近世九州産業史の研究』吉川弘文館、一九八七年。
  - 26 野口氏が分析された森家と同様に、掛屋・千原家の経営を分析された楠本美智子氏においても、近世後期における千原家の経営の転換を指摘され、経営の中心が貸付中心となっている(楠本美智子「近世の地方金融と社会構造」九州大学出版会、一九九九年)。
- (付記) 別府大学大学院出身者として、別府大学大学院ならびに「ゆけむり史学」の益々の発展を祈念致します。